

パラナ州における新型コロナウイルスに関する対策強化

2020年3月17日

- 3月16日、パラナ州知事は新型コロナウイルスへの対策をより強化するための政令を発表。
- 3月20日から、州内の教育機関が休校となります（期限については具体的な言及無し）。
- 50名以上が集まるイベント実施については中止・延期を推奨。
- 州内の劇場、映画館、図書館、博物館等、多数の人が集まる文化芸術イベントへの参加については見合わせるよう要請。

--

1 3月16日、ラチーニョ・パラナ州知事は会見を開き、同州における新型コロナウイルス感染症への対応策をより強化するため、以下の点について政令を発表しました。

(1) 3月20日から、パラナ州内の公立学校及び私立学校、また州立大学及び私立大学においては休校とする（期限については具体的な言及は無し）。

(2) 3月16日から、州内の公的及び私的な行事について、目的の如何を問わず、50人以上が参加する行事实施は中止・延期することを推奨する（Recomendar）。

(3) パラナ州内の劇場、映画館、図書館、博物館やその他文化・芸術イベントなどへの参加や訪問は中止・延期するべき（Devera suspender）。

(4) 以上の対応策（政令）については、状況に応じて随時見直すこととする。

2 引き続き関連情報を収集し、感染予防に努めてください。

3 万が一、医療機関等に隔離され、援護が必要な場合は大使館までご連絡ください。

・在ブラジル大使館 (https://www.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(連邦区、ゴイアス州、トカンチンス州)

・在サンパウロ総領事館 (https://www.sp.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(サンパウロ州、マト・グロッソ州、マト・グロッソ・ド・スール州、三角ミナス地域)

・在クリチバ総領事館 (https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(パラナ州、サンタ・カタリーナ州)

・在ベレン領事事務所 (https://www.belem.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(パラ州、マラニョン州、アマパ州、ピアウイ州)

・在リオデジャネイロ総領事館 (https://www.rio.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(リオ・デ・ジャネイロ州、エスピリト・サント州、ミナス・ジェライス州)

・在ポルトアレグレ領事事務所 (https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000040.html)
(リオ・グランデ・ド・スール州)

・在マナウス総領事館 (https://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(アマゾナス州、ロンドニア州、ロライマ州、アクレ州)

・在レシフェ総領事館 (https://www.recife.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(セアラ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州、セルジッペ州、ペルナンブコ州、アラゴアス州、バイア州、パライバ州)

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：ブラジル保健省新型コロナウイルス関連サイト

<https://www.saude.gov.br/saude-de-a-z/coronavirus>

参考：ブラジル保健省新型コロナウイルス感染症例数等一覧

<http://plataforma.saude.gov.br/novocoronavirus/#COVID-19-brazil>

参考：パラナ州保健局新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.saude.pr.gov.br/modules/conteudo/conteudo.php?conteudo=3506>

参考：サンタカタリーナ州保健局新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.saude.sc.gov.br/coronavirus/>

参考：リオグランデドスル州保健局新型コロナウイルス関連サイト

<https://saude.rs.gov.br/coronavirus>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

－電話：51-3334-1299

－e-mail：cjpoa@c1.mofa.go.jp